

四日市市告示第171号

四日市市被災農業者向け経営体育成支援事業費助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成31年3月27日

四日市市長 森 智広

四日市市被災農業者向け経営体育成支援事業費助成金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市被災農業者向け経営体育成支援事業費助成金交付要綱（平成31年四日市市告示第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成31年8月31日</u> 限り、その効力を失う。	附 則 1 (略) (有効期限) 2 この要綱は、 <u>平成31年3月31日</u> 限り、その効力を失う。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

(商工農水部農水振興課)